平成２７年（フ）第３７号
鹿児島県薩摩郡さつま町紫尾5525番地
債務者　神野　賢一
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第１６８号
愛知県豊橋市飯村北１丁目２番地の20
債務者　高橋　宏明
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月13日午前10時40分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１３９号
愛知県豊川市豊川町奴通９番地の５
債務者　河合　秀樹
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１５７号
愛知県豊橋市南栄町字空池113番地（３―102）
債務者　浅井こと　浅井　皓次
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１６２号
愛知県豊橋市神野新田町字イノ割96番地の10
債務者　物部商店こと　物部　義之
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１６３号
愛知県豊橋市神野新田町字イノ割96番地の10
債務者　物部　千秋
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第３６７０号
大阪市港区市岡３丁目１番９号
債務者　屋比久慎二
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５８号
釧路市桜ケ岡５丁目４番29号　朝陽ハイツ202
債務者　田中　勇樹（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第４２８号
静岡県浜松市浜北区於呂2129番地の５　ヴィラツインリーフ　101号
債務者　大野　朱美
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１３５０号
横浜市磯子区丸山１丁目15番12―401号
債務者　内田　明香
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５４２号
神奈川県綾瀬市小園956番地９　原ハイツ105
債務者　浜多　舞
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５６６号
神奈川県藤沢市本鵠沼１丁目１番22号
債務者　早坂　昌弘
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５００号
静岡市駿河区中島1062番地　マルサ大長マンション103号室
債務者　杉山　晃一
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５０１号
静岡市駿河区中島1062番地　マルサ大長マンション103号室
債務者　杉山ひろみ
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１７２号
千葉県市原市島野1047番地１　㈲三興
破産者　岩﨑　一男
1　決定年月日　平成27年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２４号
青森県平川市碇ヶ関西碇ケ関山１番地26号
破産者　有限会社秋元温泉
1　決定年月日　平成27年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部